下請取引適正化推進シンポジウム2015

~コンプライアンスの強化と企業間取引の適正化~ 名古屋編(全国5会場で開催)

(CSR)が強く意識されるように

経営トップの意識は会社

会社の調達部門などに順法推進者

当社は各部門やグループ

を置いているが、経験の浅い推進

ライアンス体制を強化すること

ナーだ。親事業者がコンプ

目社の発展にも大きく寄与する。 は、下請事業者を守るだけでなく

コンプライアンス強化のき

けたことで取り組みは推進しやす

どんな苦労があったか。

取り組みを進めるうえで、

に体制強化を進めてきた。経営ト 善の指摘を受けたことをきっかけ

プが率先して法令順守を呼びか

活動を支え合う、

かけがえのな

法意識の徹底に欠かせなど

全体のバックボ

ーンとなるだけ

組みが奏功していると感じている。

きることは自動化しながら、

い状況の管理などシステ

台でで

を解消できた好例だろう。支を推進する事務局と現場の温

法令

に教育活動を続けて社員の意識向

当社は中小企業庁から改

える。言葉と行動で積極的な姿勢

相談内容も高度になってきた。そ

上を図ることが肝心だ。

社員からの質問が増え、

うした質問は法務室にとっても刺

制の強化に取り組む企業にア

今後、コンプライアン

ンス体

イスをお願いしたい。

社員はついてくるもの

コンプライアンスの要ともい

あることを示すことは、社員の順 底している。経営トップが本気で 料で相談できる窓口「下請かけこ

イアンス最優先」と、

法令順守を徹

-ップが常日ごろから「コンプラ

企業が取

の悩みを無

ンや違反事例などの情報提供に加

も厳しくなって

当社では、

法令違反に対する社会の目

八木

企業庁はガイドライ

み寺」を全国に設置するなどして、

請取引の適正化を推進して 下請事業者と親事業者は企業

パネルディスカッション

コンプライアンスの強化と企業間取引の適正化を目指して 日本電気/三井情報

日本電気 調達本部

高山

知靖氏

順法推進者が質問

者に自部門をリ

◆パネリスト



フリーアナウンサ

中部経済産業局 中小企業課 下請代金検査官室長 日比谷総合法律事務所 弁護士 三井情報 業務管理部法務室

多田敏明氏 櫻井正也氏 八木智幸氏

社員に浸透させてほしい。コンプ守ることにつながるという意識を ライアンスを自分のこととして考 を心がけている。 と感じないように工夫してい コンプライアンスの徹底は会社の でもあると理解してもらえる教育 にめだけでなく、 法令順守が自分や家族を 自身を守ること え

代金法を学ぶことは、社員のモラ

成したテキストを使い、

法令順守の徹底を図っている。

組みでは、全社共通の

下請取引の適正化に向けた取り

とに配置。今年度は約800人を選任した。「行動指針 の旗振り役として「行動指針推進リーダー」を事業部ご

スブック」や「下請法遵守マニュアル」など社内で作

ものだと考えている。だから

すべての取引先に 下請事業者に対

だ対し

いけない行為を定めた

ル向上にも有効だと思う。

法令順守に対する経営ト

発注システムを構築して注文書の記載漏れや事後発行を

防止。定期的に社員教育を実施するとともに、実際の勧

-プ全体で共有している。 下請事業者向け

の通報窓口として「サプライヤー

ホットライン」も開設

した。法令順守の状況は定期的に経営陣や監査役会に報

下請取引の適正化は経営課題であるとの認

識で一連の取り組みを改善・強化している。

点検活動を体系的に実施するよう える動機付けが必要だ。 代金法の相談も闊達となり、 取り組みの結果、どんな変 教育や情報発信、 、社内の 多 田

心が芽生えて やる気をそがないように、 いる証しだ。 その場

て取り組めるだろう。

で行っています。秘密は厳守します。ご活用ください。また、消費税員や弁護士が親身になって応じ、問題解決に向けたアドバイスを無料てもらえない」など取引に関する中小企業の様々な悩みの相談に相談品後に代金の値引きを求められた」「支払日が過ぎても代金を支払っ全国47都道府県(8カ所)に設置している『下請かけこみ寺』では、「納

中小企業の相談窓口「下請かけこみ寺」のご案内

転嫁等に係る取引上の相談にも応じています

関する情報を掲載しています。

プログラム」のほか、下請代金法のする「下請取引コンプライアンス・ 講習会の情報など下請取引適正化に

制の整備方法や取り組み事例を紹介 請代金法違反の防止に向けた社内体

消費税転嫁に関するご相談はこちら 🚾 🛭 🗎 🗎 1 2 0・3 0 0・2 1 7

その他のご相談はこちら 🖾 0 1 2 0・4 1 8・6 1

習熟度の向上につながっている。 実施するまでになり、 つくるなどフォローを続け ルアップさせるのに苦心 現在では自主的に教育活動を 社員が「やらされている」 しやす ドできるまでレ い環境を 下請代金法の正しい理解が基本 社員の相談を取り組みの参考に

体制を構築する。下請代金法の禁び、自社の業務内容に即した順法

引の適正化を明記し、経営トップの強力なり

-ダーシッ

当社は社内の憲法と位置付ける「行動指針」に下請取

フにより取り組みを推進してきた。具体的には、現場で

彼らが率先して法律内容を学

を考えることが望ま 基本を大切に、

まず下請代金法に対応す

ムをつくることが大切

経営トップ主導で体制を強化

反のリスクはぐんと小さく

なる。

体制の構築や

施策

凸版印刷

請代金法の内容を正しく

下請取引にかかわる

解釈できるようになれば、違嗣代金法の内容を正しく理解

質問が出てくるのは、 順守徹底はトップの意識が肝心 地道な教育訓練でレベル向上を の整備がコンプライアンスの肝 ップの明確な意思表示と教育体制 多 田

素材は当局が豊富に用意 ライン、Q&Aなど、 業にとってプラスに働くことを実 なく、できるところから着 た。最初から完璧を目指すのでは ストプラクティスや業種別ガイド しずつ改善していけばい 引の適正化が自社の事 社員も納得感をもっ 活用できる

そ

な商品を持つ中小企業の存 わが国の強みだ。下請事業者と親 として信頼関 在は、単新的

下請取引の適正化は、日本企業の大部分を占める中小企 業の経営を左右する重要な課題だ。親事業者によるコンプ ライアンス(法令順守)体制の整備・強化が求められる。 11~12月にかけて全国5会場(札幌、東京、名古屋、大阪、 福岡)で開催した「下請取引適正化推進シンポジウム 2015」には、下請代金支払遅延等防止法(下請代金法)の 順守に取り組む親事業者が登場。下請取引の適正化に向け た具体的な取り組みを紹介した。

大きく変わった。対象取引は 下請代金法を取り巻く環境は2 4年(平成16年)の改正以降、

委託と修理委託だけだったが、情報 6年(昭和31年)の制定当時、製造 いる。 違反事案の

も公表されるようになった。勧告 もう一つ大きな変更点として勧告 成果物と役務提供委託が加わった。 請事業者から合意を取り 大半は「うっ 法の対象だと気付かなかった」「下 よくある誤解が規格品、

と製造委託との関係だ。規格品 、標準品

会的信用を損なうリスクがある。

最多で、継続 公正取引委員会の指導案件が54 4年度(平成26年度)は中小企業庁 が勧告対象になっ して増加して 件と過去 うっ ている。20 n

かり型」だ。「下請代金 付けてい 委託となり、

託にあたるので要注意だ。 つくるイメージがあるが、

決めて のブランド名をシールで貼り付 されないが、 例がプライベートブランド(PB) 商品だ。中身は汎用品だが発注者 いると製造委託になる。

標準品の場合、下請代金法は適用 買う側が何か仕様を

定の要件を満たせば子会社が 守ることが自社の競争力 ながる。お互いに良い意味での緊 下請先は取引先であると同

下請代金法が適用さ

7 見過ごすケースが生じている。 だけしか減額してはならなど 欠になっている。 親事業者

張関係を持ちつつ下請代金法順守 先を 時に 下請代金法とコンプライアンス

0

取り組みに

つ 41

振込手数料の負

落と

基調講演

最近は買いたたきを含む禁止 当初は代金減額が中心だったが、

たり、袋詰めにしたりすると製造 の違反防ぐ

れる。製造委託というと特注品を にある種の作業を加えると製造委

ほしい。親事業者が子会社から発 トンネル会社規制にも注意

金要件を満たさない場合でも、 注させる際、子会社の資本金 が非常に小さく、 親事業者の 姜件 親事 資本

割り

現場に寄り添い取り組み推進 クボタ

加できる研修も本社などで定期的に開いて 実務レベルの研修では、

今年度はすでに13事業所で実施した。一般の従業員が参 例えば営業・製造などの周辺部門が下請代金法の基礎知 識を習得するため、初級レベルの研修会を各工場で開催。 する下請法部会を中心に、法令順守活動を展開 法務部と工場などの資材購買部門の部門責任者で構成

に一度の実地監査も担う。潜在的な違反リスクをいち早 より実務的・現実的な対応策を検討する。 開催。法務部と実務担当者が直接対話する機会をつくり、 法務部は部門責任者と連携し、毎年の書面監査と数年

Fに基づいて、疑問点を解消する相談会を

日々の資材購買業務に関する

いる。

育・情報発信を実施している。

調達部門における下請代金法の順守体制は、本社およ

ープ会社に順法推進者を設置。事務局が教育資料

や専門家を迎えてのイベントなどを開催し、社内への教

コンプライアンス活動を実施。

行動規範にのっとり、

の回答などもグループで共有している。 するため季刊「下請法通信」を発行し、 く発見し、対策を練ることが狙いだ。有用な情報を発信 よくある質問へ

統括部門のリードで地道に実施

代金法を必須教科に社員研修

積み重ねが社員の積極性を後押し

小さな

法務・知的財産部がサポ 4年に下請代金法の主管部門を購買・SCM部に移し、 素材メーカーである当社グループには下請事業者が約 り社あり、取引の多くは製造委託だ。そこで20 一する統括部門を整えた。

当局の立ち入り検査などに対応している。 任者を配置し、責任者の下で自主チェックするとともに、 の自主管理体制の構築を進めた。各事業所に下請取引責 下請代金法順守に向けた取り組みでは、まず事業所で

るなど、地道な活動を続けて法令順守を徹底している。 そのほか下請取引に該当するか判定するシ 事業所での実態調査の実施など)-アンス研修会や社内講習会の実施など)④社内監査(各 疑問に対する相談窓口)③教育・啓蒙活動(コンプライ など)②事業所へのサポ 統括部門は、①業務の標準化(業務マニュアルの作成 ト業務(法令解釈、実務での -に取り組んでいる。

法を必須教科とし、ウェブも活用。支援監視では請求書

ループ強化の3点からなる。新人社員研修では下請代金

体制強化の取り組みは、社員教育と支援監視体制、

制の強化、取引の適正化まで実現した。

ち上げることで、ほぼ4カ月で運用方法の見直しから体 部門、経理部門、情報システム部門からなる会議体を立

を必ず入手するように努めるなど、グループ全体で法令

レンゴー

倫理委員会中心に法令順守推進

法務部やコンプライアンス推進室などが事務局を務め

の発注書式を利用した場合は、場所や責任者を決めて保 法に違反しないよう取り組んでいるが、やむを得ず独自

■後援:公益財団法人全国中小企業取引振興協会、全国中小企業団体中央会、日本経済新聞社

を把握しながら下請取引の適正化に努めている。

や下請取引で使用すべき書式類の見本など、下請代金法 屋」という専用ページを開設。「下請法遵守マニュアル」 る。例えば、イントラネットに「コンプライアンスの部 る倫理委員会を中心に法令順守の取り組みを推進して

順守のために必要な情報を掲載して 発注から支払いまでの業務システムを使って下請代金 いる。

トや親事業者への書面調査を活用して、工場の取引状況 にあらためて法律内容を説明した。また、チェックリスは、取引内容の確認だけでなく、具体例を用いて担当者 一場を訪ねて下請代金法監査を実施した際

中小企業庁のホー

ムページでは、下

業者を含め、すべて納品月末締め、翌月末日払いに変更次に納品後60日以内の支払いについて。これも下請事

した。当初からの担当である購買部門に加え、業務管理

当社で負担するように変更した。契約の中身が下請取引善を進めた。まず、下請事業者への振込手数料をすべて

9年に中小企業庁から指摘を受け、短期間に改

に該当するのか判断する手間を省く狙いもある。

本特集の東京・大阪・福岡・札幌編は中小企業庁のサイトでご覧いただけます。

や各部門・会社内での教育を実施。法令順守状況の点検

下請代金法順守の取り組みでは、まず階層別社員教育

などを提供し、彼らを中心に順法推進活動を展開している。

活動では、自主点検に加え、本社からの実地点検も行う。

することで下請取引の適正化を図っている。

透にも気を配る。これら3つの取り組みを継続的に展開

下請代金法に関する最新動向の把握やグル

法令順守活動を継続的に展開

当社はコンプライアンス徹底のために、

①規範②体制

の3つの柱を設けている。

順法推進体制を整えて、リスク

-プ教育

日本電気